

令和 2 年度予算編成方針

1 本市の財政状況

令和 2 年度は、消費税率 10%への引き上げの影響が通年化し、また、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、今後の景気をも左右する重要な年です。社会基調としては、少子高齢社会が一層進展する中、近年の傾向から、多発する自然災害に加えて、貿易や関税など、国際的な緊張関係が国内経済に及ぼす影響にも留意が必要です。こうした様々な背景から、今後の景気の先行きは不透明と認識せざるを得ません。

令和 2 年度は、第 5 次総合計画後期基本計画 3 年度目として着実な成果が求められるとともに、令和 3 年度以降の市政を左右する年であることを改めて認識する必要があります。

本市歳入の根幹である市税について減収が懸念される中、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区及び東部第二土地区画整理地区における新たな産業基盤創出の取組が、具体の財政的効果に繋がるまで未だ時間を要するほか、扶助費の増加は避けることができず、また、小中学校の全普通教室等への空調設備設置に伴う市債の借入れや公共施設等総合管理計画の進ちょくを図るため所要の経費が見込まれます。

さらに、会計年度任用職員制度の導入及び幼児教育・保育無償化に伴う新たな負担が生じるといった厳しい局面を迎える中、経常収支比率は 100%に近く、また、財政調整基金残高は近隣他市に及ばない状況の下、解決すべき課題は多く、財政は、依然、厳しい状況です。

こうしたことから、令和 2 年度予算の編成は、目まぐるしく変わる環境変化への対応はもとより、全職員の財政状況に係る的確な理解に基づいた創意と工夫による必要があります。

2 予算編成の基本的な考え方

令和 2 年度予算は、引き続き、財政健全化を進めるとともに、第 5 次総合計画を着実に推進する予算とします。

後期基本計画の 3 年度目として、将来都市像に掲げた「しあわせ創造都市いせはら」の実現に向け、着実に施策を推進していく必要があります。厳しい環境にあっても、市民福祉の維持・向上を図るとともに、市民生活の安全・安心を第一に将来への希望が持てるよう、市民目線と現場主義を念頭に、令和 2 年度予算を編成することとします。

働き方改革の趣旨も踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドによる事業選択により予算配分及び人的資源の一層の重点化を図ることで、市民サービスの維持・向上や、直面する諸課題に的確に、効果的・効率的に対応する予算とします。

については、次の事項に留意の上、別に示す「令和2年度予算編成要領」に基づき各所管において予算要求を行うこととします。

なお、各特別会計等においても、独立採算の原則に鑑み、一般会計からの繰入金等の縮減に向け、同様に取り組むこととします。

- (1) スクラップ・アンド・ビルドを前提に取り組むこと。費用対効果を念頭に、最小の経費で最大の効果を得ることはもとより、新たな一般財源を必要とする新規事業や現行制度の充実は、既存事業の見直しや廃止により得られた財源によること。
- (2) 中期戦略事業プラン計上事業に、一般財源を優先配分することとするが、予算化を前提とするものではないことに留意するとともに、サマーヒアリングにおける指示事項等を踏まえ、改めて事業の内容、実施方法、実施時期、財源等を精査し、一般財源所要額の一層の縮減に努めること。
- (3) 全ての事務事業について、環境変化を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等をゼロベースで見直し、その結果、実施する必要があるとした場合も、事業内容、実施方法等を精査の上、最小限の経費とすること。
- (4) 国県支出金については、その内容や改正動向等に関する情報収集に努め、最大限その活用を図ること。
また、市税等について、収納率のさらなる向上を目指し、未収金の縮減に努めるとともに、使用料・手数料等について、必要に応じ適正な水準に改定すること。あわせて、新たな自主財源の確保に取り組むこと。
市債については、後年に償還が生じることを十分認識すること。
- (5) 予算計上額と執行額に大きな乖離を生じないように、積算内容を十分に精査し、予算の精度を向上すること。特に、工事請負費は、乖離により事業執行に支障が生じることがないように設計の成果など確かな根拠に基づき積算すること。
- (6) 予算繰越しの常態化を避けるためにも、各所属が有する人的資源等を十分に考慮した中で、予算計上する事業量を量ること。
- (7) 財政健全化を進めるため、「第5次行財政改革推進計画」の取組を着実に推進するとともに、積極的に取組の上積みを図ること。
なお、「公共施設等総合管理計画」に基づく所要の維持・修繕等に係る経費は、実施方法、財源等を精査した上で必要最小限を見込むこと。また、公共施設受益者負担の適正化に伴う歳入は、施設の維持・修繕等へ適切な活用を図ること。
団体補助金については、「補助金の見直しに関する方針」に基づき、関係団体と十分協議した上で可能な限り見直しを図ること。

◆令和2年度の財政見通し(一般会計)

参考資料

(歳入)

(単位:千円)

区 分	2年度	元年度	増減	備 考
市税	17,026,600	17,252,200	△ 225,600	担当課の見込を基に推計
地方譲与税	215,420	213,820	1,600	国の情報、実績等を基に推計
利子割交付金	17,200	16,900	300	国の情報、実績等を基に推計
配当割交付金	79,900	78,700	1,200	〃
株式等譲渡所得割交付金	70,400	69,400	1,000	〃
地方消費税交付金	2,305,700	1,812,900	492,800	〃
ゴルフ場利用税交付金	19,800	19,800	0	〃
自動車取得税交付金	—	37,400	△ 37,400	R1消費税率変更に伴い廃止
環境性能割交付金	112,200	74,800	37,400	R1消費税率変更に伴い創設
法人事業税交付金	129,700	0	129,700	法人市民税法人税割の減収分の補てん措置 R2から
地方特例交付金	88,400	193,900	△ 105,500	国の情報、実績等を基に推計
地方交付税	318,566	355,838	△ 37,272	〃
交通安全対策特別交付金	10,600	11,600	△ 1,000	〃
分担金及び負担金	283,800	356,200	△ 72,400	R1見込等を基に推計
使用料及び手数料	348,200	344,000	4,200	〃
国・県支出金	8,858,600	8,482,100	376,500	〃
繰入金	106,100	277,161	△ 171,061	〃
繰越金	16,500	988,600	△ 972,100	R1の状況に基づき推計
市債	1,269,817	3,507,300	△ 2,237,483	〃
その他(諸収入等)	946,400	935,000	11,400	〃
合 計	32,223,903	35,027,619	△ 2,803,716	

(歳出)

区 分	2年度	元年度	増減	備 考	
義務的経費	人件費	6,530,200	5,970,662	559,538	担当課の見込を基に推計
	扶助費	10,046,578	9,512,362	534,216	〃
	公債費	2,717,758	2,800,114	△ 82,356	償還計画を基に推計
	小 計	19,294,536	18,283,138	1,011,398	
その他経費	物件費	4,456,717	4,468,264	△ 11,547	R1見込等を基に推計
	維持補修費	295,047	277,300	17,747	〃
	補助費等	3,061,390	2,930,100	131,290	〃
	繰出金	3,116,513	2,934,884	181,629	担当課の見込を基に推計
	積立金	111,109	110,977	132	R1見込等を基に推計
	投資・出資・貸付金	1,341,347	1,398,382	△ 57,035	〃
	投資的経費	2,463,498	4,578,100	△ 2,114,602	〃
小 計	14,845,621	16,698,007	△ 1,852,386		
予備費	30,000	30,000	0		
合 計	34,170,157	35,011,145	△ 840,988		

不足見込額	△ 1,946,254	16,474
-------	-------------	--------

(金額算出方法等)

- 1 令和元年度は、現時点の一般会計の状況に基づき算出。
- 2 令和2年度の歳入・歳出額は、「備考欄」記載の方法により推計した金額。